

『源氏物語』の時代の儀礼と知識

—— 「例」と「儀」、「説」 ——

重田香澄*

はじめに

王朝文化の象徴ともなった『源氏物語』が書かれた撰関期は、その後の貴族文化の基礎となった儀礼及び知識の体系が形成された時代であった。また、『源氏物語』の登場人物についても様々な検討がなされているが、村上朝から一条朝までのところに多く準拠しているとみていいだろう¹。

『源氏物語』にも様々な儀礼が節目となるところで描写されていることからわかるように、当該期、10世紀の宮廷社会においては、儀礼・儀式が政治的にも重要な意味を持っており、その後の貴族文化の基礎となった儀式体系と、それを執行するのに必要な知識体系が形成された²。

この過程について、竹内理三氏「口伝と教命—公卿学系譜（秘事口伝成立以前）—」が全体像を提示しており、それによると、藤原忠平によって整理された故実は、子の実頼と師輔に継承され、それぞれ小野宮流故実、九条流故実として本人及び子孫たちによって整備されていき、藤原道長によって御堂流故実として統合されたとされる³。御堂流故実の成立については様々な検討が加えられているが⁴、儀式が政治と不可分な時代であっただけに、政治史と重ねて概ねこのような理解がされている。そして、これらの故実流派は、院政期にかけての家の成立とともに、それぞれの家の特徴づける要素のひとつとなっていくこともまた多くの方の指摘されている通りである⁵。

このような儀式の執行に関しては、貴族の日記や儀式書において、「例」・「儀」・「説」などの語によって詳細が説明されることが多い。これらのことばの使われ方からは貴族たちの儀式や、家と故実流派に対する意識が窺えるが、各語の差異を整理するには至っていない。ここでは、ごく大まかにではあるが、全体を、特に「家」とのつながりについて通覧してみたい⁶。そして、この作業ををとおして、『源氏物語』の儀式への姿勢について、何かしらの感触を得られればと考えている。

1. 「例」と家

「例」ということばをめぐっては、撰関期から院政期にかけて、龍福義友氏によって考究されている⁷。氏の整理によると、「例」と表現されることには、過去の具体的な事例の他、それがある程度集積され、抽象化されたもの、さらに具体的な事例の適用例なども含まれる。それらをまとめて検討対象とし、撰関期においては『小右記』『権記』の分析から以下の4点を特徴として挙げている。①あくまで自身の行動を正当化するために言及された。②ある事項に複数の例が存在することを認識していた。③理想や指針をもって例を適用していたとは言い難い。④例の具体的な諸項目（日時など）の客観的正確さは厳密に追及された。

「〇〇家例」のような使われ方は、比較的早くからみられる。

I. 『九曆』承平六年（936）正月三日条の左大臣正月大饗に関する記事では⁸、

* 山口市歴史民俗資料館文化財専門員

正月三日、癸巳、天晴、巳時依_レ召参_レ殿、太閤仰云、所_レ煩未_レ平、明日大饗事不_レ定、檢_レ前例_レ去元慶八年太政大臣殿大饗如_レ常、但主人大臣不_レ出_レ客亭_レ、右大臣源多早到_レ行事_レ、是所_レ注_レ外記日記_レ也、依_レ彼例_レ、欲_レ行_レ明日饗事_レ、而彼太政大臣家例也、我非_レ其職_レ、何追_レ彼例饗事_レ、如何、

とある。記主藤原師輔の父、左大臣忠平の体調が悪く、忠平第でおこなわれる大臣大饗に出られないことについて、元慶八年(884)に主人の大臣が出なかった例があるが、それは太政大臣の家での例であり、太政大臣ではない自分がそれに倣っていいかどうか疑問視されている。これは場所としての「家」であって、血筋としての「家」が意識されているわけではない。

血筋としての「家」が「例」と結びついて使われた例としては、次のものが早い事例となるようである。

II. 『小右記』寛仁二年(1018)三月十九日条

宰相従_レ内退出云々、御読経結願、大納言公任卿着陣、令_レ申_レ卷数_レ、一家例令_レ奏、而被_レ用_レ九条殿例_レ如何、申_レ大納言_レ、被_レ答云、忘_レ奏聞事_レ、令_レ申_レ文、奇不_レ少、先年令_レ奏_レ卷数_レ、今日改_レ其儀_レ、是心外事也、但故殿(三条)、被_レ注_レ両儀_レ者、我所_レ案者、三条殿可_レ被_レ故殿口伝_レ、不_レ可_レ用_レ他人古実_レ歟、

III. 『小右記』寛仁三年八月十日条

十日、甲午、宰相云、昨日大極殿御読経結願、大納言齐信卿為_レ上首_レ、卷数若奏乎不_レ然乎、彼是不_レ答、宰相答_レ奏由_レ、大納言問_レ左少弁経頼_レ、申_レ不_レ知由_レ、仰_レ可_レ問_レ外記_レ之由_レ、弁云、問_レ大外記文義_レ、申云、天曆二年、諸卿自_レ八省_レ参_レ入大内_レ、不_レ記_レ申文_レ事、無_レ指事_レ者不_レ可_レ被_レ参_レ内歟、爰知_レ有_レ申文_レ者、仍大納言已下参入、大納言着陣、令_レ奏_レ申文_レ、...又彼一家卷数者令_レ申文_レ、今日奏_レ卷数_レ如何、故殿只被_レ奏下_レ賜外記_レ、

而彼一家令_レ申文_レ、而今日改_レ一家例_レ如何、藤原実資の家意識、一門意識が窺える史料として知られるもので、どちらも季節御読経において、結願日に読誦した経の巻数を上卿から天皇へ報告するところだが、実頼の子孫の小野宮流と師輔の子孫の九条流で手続きが違ったらしい。実資の認識では、巻数を奏するのが小野宮流、申するのが九条流の例であり、IIの上卿である藤原公任は小野宮流なので奏すべきであり、IIIの上卿である藤原齐信は九条流なので申すべきところ、それぞれ逆のやり方をしていることについて異を唱えているものである⁹。藤原実資については、小野宮流の後継者としての意識が強かったことも指摘されているため、これを一般化することについては慎重になるべきではあるが、IIにおける公任の「故殿(三条)」つまり父頼忠が両儀を記しているという発言からも、この時期、ある特定の血筋、「家」的なものに連なる者として、依拠すべき例が問題となっていることは窺える¹⁰。

「家例」が指す範囲を窺える記述が藤原忠実の任太政大臣大饗のときの記事にある。

IV. 『殿暦』天永三年(1112)十二月十四日条

十四日、丙申、天晴、時又曇、今日任太政大臣節会也、大饗装束了、…此間頭弁(実行)云、宣命趣何様可_レ候哉、余云、大入道殿・御堂・宇治殿・故殿(師実)等例家吉例、可_レ依_レ此也、归来云、此等例皆見_レ外祖父文_レ、余於_レ今度_レ止_レ件家〔例〕可_レ依_レ故殿例_レ歟、内府(雅実)并民部卿(俊明)・新藤中納言(宗忠)等^{9a}可_レ被_レ尋、随_レ件人々申_レ可_レ被_レ草也、...

任太政大臣大饗時に下される宣命について、「家吉例」として兼家・道長・頼通等の例に抛ろうとするが、忠実は外祖父ではないため、そこを削ることを検討しているくだりである。「家吉例」、「件家(例)」がともに兼家・道長・頼通・師実の任太政大臣の時の宣命の文面を指しており、似たような立場の者が多くいればその分だけ例が蓄積さ

れ、個人から血筋へと繋がっていく様子がわかりやすく表れている。

2. 「儀」と家

「儀」は、院政期成立の字書『類聚名義抄』に「ノリ・トル・ヨソホヒ・カタチヨシ・スガタ・フルマヒ」などの訓が挙げられているが、古記録や儀式書の中では「雨儀」、「紫宸殿儀」、「尋常儀」等のかたちで頻出し、おおよそ「(ある程度認識が共有されている一定の) やりかた」ほどの意味で使われている。

「儀」が家と結びついて使われる事例は院政期にならないとみられないが、その前段階が窺えるので、順にみていきたい。まずは摂関期、藤原実資の任右大臣大饗の記事である。

V. 『小右記』 治安元年 (1021) 七月二十五日条
廿五日、戊戌、今日任大臣、太政大臣公季、左大臣頼通、右大臣僕、内大臣教通、大納言頼宗・能信、僕大饗於二小野宮一行レ之、皆是故殿旧儀、於二此宮一被レ行二初任大饗一、一以無レ失、時人感嘆、

小野宮第において、祖父実頼の任大臣大饗のやり方そのままに自らの大饗をおこない、感嘆されたという。また、これが実資に限らない傾向であることが窺える事例として、

VI. 『小右記』 寛仁元年 (1017) 十一月二十一日条
依二明年御元服事一、大殿可レ任二給大〔太〕政大臣一、明日可レ有二宣旨一、事体母后令旨也、然而非レ不レ知、以レ誰可レ為二御使一乎、...又乍レ候レ内似レ奉レ使、若有二可レ准之例一乎、大入道殿拜二太政大臣一之時、汝為二藏人頭一、歟、彼問事如何、

藤原道長の任太政大臣宣旨発給に関して、頼通が実資に問い合わせたところで、まずは「大入道殿」、兼家の儀に倣おうとしていることがうかがえる¹¹。任大臣大饗などのようなハレの儀では、父祖のやり方に則ることが望ましいことと認識さ

れていた様子が窺える。

同様の傾向はその後も続き、藤原忠実の任左近衛大将饗でも、

VII. 『中右記』 嘉保元年 (1094) 三月二十八日条
凡今日大将饗事、自叶二去寛仁元年四月、故二条関白之大将饗儀一、太政大臣入道殿・摂政内大臣故宇治殿、出レ自二簾中一加二於座上一、今日之儀又如レ此、不レ因今日復看二先公旧儀一、誠是千載之一遇、後代之美談也、

藤原教通の任左近衛大将饗と同じ儀、特に同じ座次でおこなわれたことへの感動が綴られている。20年ほど前後するが、同じ忠実に関する史料Ⅳの記述と比べてみると、「儀」に関してはまだ家との結びつきは強くはなさそうである。また、「故殿」「先公」はこの時点ではまだ直系に絞りにきられていないこともわかる。

「家儀」として史料上にみえるのは次の記事である。

VIII. 『愚昧記』 安元二年 (1176) 八月十三日条
参仕人々、
関白・源大納言〈定房〉・按察使〈資賢〉・源中納言〈雅頼〉・左兵衛督〈成範〉・右兵衛督〈頼盛〉・右宰相中將実守・藤三位基家・左京大夫信範、
以上不レ取レ笏、不レ帶レ劍、
右大将〈重盛〉・中宮大夫〈隆季〉・予・藤大納言〈実国〉・花山院中納言〈兼雅〉・藤中納言〈資長〉・堀河中納言〈忠親〉・六角相公、
以上帶レ劍、取レ笏、
予帶レ劍事、父祖御例不レ尋得、但久安元年待賢門院五七日、徳大寺左府并故殿以下一門人々不レ帶レ劍、是依レ為二素服人不レ帶也、其由見二度々日記一、歟、仍難レ用二今度之例一、檢二諸家之記一、或帶、或不レ帶、其例不レ同、家儀又不レ尋得、...

ここでは建春門院の五七日法要に参列するにあたり、帯劍するか否かが問題になっている。父祖の

例が見つからず、諸家の日記の記述も一定せず、「家儀」が見つからなかったとしている。引用箇所の後には諸人に徳大寺家の人々がどうしてきたかを聞いて集めており、家としての振舞、やり方が意識されていた。

このようにしてみると、「例」同様、参照・依拠される「儀」も特定の個人から血筋へとのびていくことがわかる。「例」では摂関期段階から家と結びつき始めると考えられるのに対し、「儀」は院政期、それも12世紀半ば以降に同様の傾向が現れるものとみられる。この頃の「例」をめぐる動きを、龍福氏は「『例』の「妥当範囲の局所化」と説明されている。ある例が規範もしくは判断の正当性の根拠として機能しうる集団が、縮小・細分化されていったということである¹²。

また、「例」の際には上卿作法や任大臣に関連する手続きの一部について「家例」が意識され、「儀」についても摂関期や院政初期には任大臣など当人のハレの儀に関連して父祖なり家なりが意識されるが、平安時代末になると一参会（参列）者としての振舞、装束にも父祖や家が意識されていることに注意しておきたい。

3. 「説」と家

「説」は、あることに対するある人もしくは集団の見解を指し、基本的には今日的な用法と大きな差はないとみてよいであろう。だれかの発言、主張であれば「説」となる。この点において、先に検討した「例」や「儀」とは性格が異なるものである。

IX. 『権記』長徳元年（995）七月二日条

二日、参内、頭中将（齐信）云、雷鳴陣陣立如_レ例、但村上御時、…此時主上出御、令_レ問_レ給陣居違例由於延光朝臣、々々申云、至_二于延光_一、從_二兵衛府_一罷渡、其程不_レ幾、難_レ知_二旧例_一、從_二左府儀_一也者、仍又令_レ問_二濟時_一、更無_レ所_レ申、此座猶向_二南北_一、

可_レ居_二東西行_一也者、但此御座事、故中納言（保光）被_レ申儀甚善、仍隨_二其説_一者、…

雷鳴陣の陣居の座次についての齐信の発言の中で、行成の外祖父である源保光の「説」として引かれ、それを齐信は「甚だ善し」としている。齐信は保光と血縁関係があるわけではない。雷鳴陣という、父祖からの繋がりが意識されにくい、当人のハレでもない儀についてということもあるのであろうが、父祖の説への拘りは希薄といえよう。むしろ、ある振舞や手続き等、態度を決める際の判断材料として、正誤や適否で評価されるものであったことが窺える。『九条年中行事』や『小野宮年中行事』にも撰者以外の誰かの「説」は散見されるが、ある儀式の中の一部手続き等について、複数見解がある場合にそれを記し、場合によってはその適否にも言及するといった具合のものが多い¹³。これについては竹内氏によって、官奏の奏文を奏覽するときの御前への参入経路における実頼と師輔の違いと、それに対する忠平および実頼の態度をとおして、儀礼に関わる作法や知識が、運営の便宜を図る中で自然と形成されていったものであり、「有理」・「無難」を重視したものであったことが説明されている¹⁴。

「説」が家と結びつくのは、実務官人層からのようである。

X. 『御堂関白記』寛弘四年（1007）十二月二十二日条

天文博士吉昌・奉平地震奏持来、吉昌奏_レ在_二月_一、奉平在_二月_一者、各論月又吉昌十二月者、奉平正月者、是家々説云々、但召_二光榮_一問_二月度_一者、吉昌所_レ申有_レ理、

地震奏を安倍吉昌、丹波奉平、賀茂光榮の三者が持参し、それぞれ見解が異なっていたことに対して、これは各家の説であるとしている。この「家々」については、天文・暦・陰陽の各道（の家）の説を意味する可能性もあるが、諸学問の家学化が進み、文章道をはじめ、博士を出す氏・家は、10世紀頃から次第に限定されていったことは

すでに先学の指摘されている通りである¹⁵。次を見ると、ある程度実務官人層の間では家ごとに説があることが認識されていたことが窺える¹⁶。

XI. 『小右記』 長和元年（1013）五月二日

二日、己巳、大外記敦頼云、兩度史奉親朝臣云、一日除目可_レ有_二内覽_一歟者、敦頼答云、以下未_二奏覽_一之書_上可_レ経_二内覽_一歟、至_二除目_一於_二御前所_一御覽已了書、更亦不_レ可_レ被_レ奉歟、奉親云、前日大納言道綱卿所_二承行_一之除目、清書被_レ奉之者、又答云、若家々御説歟者、吾答云、奉親無才多言、不_レ知_二故実_一者也、道綱卿以_二清書_一奉_二左府_一、不_レ知_二案内_一也、引_二不覚人之例_一所_二謗難_一如何、還似_レ可_レ嘲、件事先日從_二四条大納言御許_一有_レ被_二告送_一、彼納言則示_二奉親不_レ知_二前例_一之由_上、適不_レ失_二故実_一所_レ行也、而以_二謬言_一所_二謗難_一至_二愚也、可_レ示之由含_二敦頼朝臣_一畢、...

史の丹波奉親が除目一日目の清書は内覧すべきものなのかを外記の菅野敦頼に尋ね、敦頼はしないはずだと答えた。奉親は、そうは言うが前日の除目において上卿を務めた藤原道綱が成文の清書を奏覧する前に内覧したと返したので、敦頼は公卿それぞれの家の説なのではないかと言った、ということ、疑問と共に藤原実資に話したところ、実資がそのようなことはない、その場にいた公任もそう言っていたと一蹴した、という記事である。

見解の違いに接したとき、（単に会話の流れの問題かもしれないが）家ごとの説の違いへ思考が動く敦頼に対し、実資や公任はさして悩んだ様子もなく、故実（ものごと・前例）を知らない人間のすることであると判断している。家ごとの説の違いの入り込む余地のない問題として処理しているのである。敦頼が知りうる情報と実資・公任が持っている情報には差があるので、当然と言えば当然の違いなのだが、だからこそ、実務官人と公卿の説のあり方に対する両者の認識の差が透けて見える。文書が動く順番に関しては、「説」が成

り立つ余地がないというのが「故実を知る」公卿たちの常識、公卿の間で共有されるべき認識ということなのであろう。

このような状況に変化が現れるのが12世紀と考えられる。

XII. 『中右記』 康和四年（1102）二月十一日条

十一日、...先着_二西廊下結政座_一、中弁列_二北面_一之後、予從_二戸間_一北行、更西行南行、徐歩着_二結政座_一、...中弁以下一々着座、（但左少弁顕隆一人南行之時経_二路東_一、彼家説云々）、

列見儀の結政の記事で、このとき左少弁だった藤原顕隆の着座経路が、記主の藤原宗忠の知るものと違ったことについて、「彼の家の説だということだ」として処理している。撰関期にみられる他説の扱いとかなり異なる姿勢と考えるとよいだろう。

本節前半で見たとおり、撰関期においてはどちらの説が適切なかが検討されるのに対し、『中右記』の記事は「家説」の自立性のようなもの、その家において継承されてきた見解であるということで、正誤・適否とは別のところで評価されているといえる。「父祖（故殿）例」「父祖儀」から「家例」「家儀」への変化は、父祖の例・儀の延長線上にあるのだが、撰関期の「父祖（故殿）説」はまだ適否の検討対象であるのに対し、院政期の「家説」は家に付属し、家の個性をかたちづくるものとして機能しているのである。

おわりに

以上、大味な上に屋上屋を架すような検討ではあるが、当該期の日記より、故実に向き合うさまが窺える記述に頻出する「例」・「儀」・「説」の語について、父系の「家」と結びつく過程を検討したところ、「例」・「儀」は、撰関期以来の、主にハレの儀における父祖の「例」・「儀」の蓄積が「家」の「例」・「儀」へと繋がっていくことが確認できた。「説」については事情がやや異なる。

撰関期における「説」は、それが父祖のものであろうと他者のものであろうと、行為・判断として適切か否かの検討対象となるのに対し、院政期の「説」は、各家の見解として受け入れられていく。

この点において、「例」や「儀」で表現されることと、「説」で表現されることとは、少なくとも撰関期においては性格が異なるものであり、これらを一様に「故実流派の説」として処理することには慎重になる必要があることを自戒と共に記しておきたい。院政期になると、「家」に関わる限りにおいては「例」・「儀」と「説」の性格は近づいていき、家族史研究や儀式研究の分野で明らかにされてきた院政期以降の家と故実流派の関係へと接続していく。

最後に、『源氏物語』には舞台となった時代や場所、登場人物の出自等の問題もあり、父祖の例を意識させるような記述はあまり見受けられない。儀式については、式次第装束等が整っている、又は立派であることの記述はあるが「家」の影はあまり感じられない¹⁷。「例」も昔の例に依拠していることが重要であって、いつ・誰の例かが問題とされることはないようである¹⁸。少し時代が下って成立した歴史物語の『大鏡』や『栄花物語』にはそのような記述も散見されており、『源氏物語』の性格、設定上の特色であるのは勿論のこととして、これに反映されている紫式部の先例観、もしくは理想的な朝儀運営像として、家ごとの差異が目立つことなく、一定の方式に沿って滞りなく執り行われることをよしとする、彼女の生きた時代からするとやや古典的な姿勢が見出せるのではないか。

注

1 日向一雅『源氏物語の準拠と話型』至文堂、1999、浅尾広良『源氏物語の準拠と系譜』翰林書房、2004、藤本勝義『源氏物語の表現と史実』笠間書院、2012。

2 土田直鎮直鎮『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、1992。

3 『竹内理三著作集』所収、角川書店、1958。初出1940、山中裕『平安時代の古記録と貴族文化』（思文閣出版、1988）。

4 末松剛「平安時代における撰関家の先例観について—御堂流故実の再検討—」（『平安宮廷の儀礼文化』所収、吉川弘文館、2010、初出1999）、「儀式・先例からみた藤原頼通」（同所収、初出2004）、告井幸男「御堂流故実の再検討」（『撰関期貴族社会の研究』所収、塙書房、2006）他。

5 服藤早苗「撰関家における「氏」・「家」—「小右記」にみられる実資を中心として—」（青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』所収、吉川弘文館、1987）、細谷勘資「村上源氏の台頭と儀式作法の成立」（『中世宮廷儀式書成立史の研究』（勉誠出版、2007所収、初出1993）、田島公「〔公卿学系譜〕の研究—平安・鎌倉期の公家社会における朝儀作法・秘事口伝・故実の成立と相承—」（『禁裏・公家文庫研究』3、2009）他。

6 事例の抽出にあたっては、通覧の上、東京大学史料編纂所「大日本古記録データベース」、国際日本文化研究センター「撰関期古記録データベース」他、各種データベースにて確認した。

7 龍福義友『日記の思考』平凡社、1995。

8 引用史料については以下のとおり。『九曆』『御堂関白記』『小右記』『殿曆』『中右記』『愚味記』：大日本古記録、『権記』：史料纂集、『北山抄』：神道大系・新訂増補故実叢書。尚、割書は〈 〉で示した。

9 但し、季御説経結願について、撰関期成立の年中行事書や儀式書の記述を確認すると、『九条年中行事』と『小野宮年中行事』の二月 御説経事はいずれも、殿上弁か蔵人に付して奏すとしている。『新撰年中行事』には記述がない。そのため、実資の認識の方に誤りがあった可能性も考える必要がある。一連のやりとりを念頭に置いて記述されたであろう『北山抄』は巻六備忘略記 臨時御説経事に記述があり、殿上弁または蔵人に付して奏すとしているが、季御説経のときには「申し給へ」と仰せて、史から内侍に付して奏すとしている。別の機会に検討したい。

10 服藤前掲論文。

11 兼家例の重視については末松氏前掲論文参照。

12 龍福前掲書第5章。同時に、蓄積された例を抽象化し、例の適用対象を一般化する動きも進み、中世の思考様式において重要な意味を持つ「理」が超越的・原理的存在としての神仏に託すかたちで成立していくとする。

13 所功「『新撰年中行事』と『小野宮年中行事』」（『宮廷儀式書成立史の再検討』所収、国書刊行会、

- 2001)、尾崎俊廣「九条流・小野宮流年中行事の比較」(『儀礼文化』32~34、2003~2004)、西本昌弘「新撰年中行事解題」(『新撰年中行事』、八木書店、2010)。
- 14 竹内前掲注論文。
- 15 桃裕行『古代学制の研究』、佐藤『日本の中世国家』、細谷前掲論文他。
- 16 たとえば、藤原広業流の家説形成は11世紀中ごろから形成され始めることが指摘されている(細谷氏前掲書第1編第6章)。
- 17 少女34「大きやかなる童の、濃き袷、紫苑の織物重ねて、赤朽葉の羅の汗衫、いといたう慣れて、廊、渡殿の反橋を渡りて参る。うるはしき儀式なれど、童のをかしきをなん、え思し棄てざりける。」等。引用は新編日本古典文学全集による。以下同。
- 18 若菜上6朱雀院の言、「いますこしものをも思ひ知りたまふほどまで…のどかに落ちゐて、おほかたの世の例とも、うしろやすき方は…」、では「世の規範」程度、少女29「良房の大臣と聞こえける、いにしへの例になずらへて、白馬ひき、節会の日々、内裏の儀式をうつして、昔の例よりもこと添へていつかしき御ありさまなり。」橋姫6「朱雀院の、故六条院にあづけきこえたまひし入道の宮の御例を思ほし出でて、…」等では過去の一事例として言及されており、血縁関係が特に意識されているとは読み難い。